

生分解性マルチ導入促進事業実施要領

制 定 令和 4 年 12 月 5 日付け 4 農産第 3487 号
一部改正 令和 5 年 11 月 29 日付け 5 農産第 3240 号

農林水産省農産局長通知

第 1 趣旨

生分解性マルチ導入促進事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 5 日付け 4 農産第 3486 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）
第 4 の生分解性マルチ導入促進事業は、要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、特認団体等）及び複数の民間団体等が本事業のために組織した任意団体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。この場合、本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た契約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成し、当該団体を代表する機関を定めたものに限る。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （１）主たる事務所の定めがあること。
 - （２）代表者の定めがあること。
 - （３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （４）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、別記様式 2 を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 事業の内容

グリーンな栽培体系の転換に向けたバイオマス由来を含む生分解性マルチの生産現場への導入の全国展開を加速化するため、生分解性マルチの製造・流通の課題解決、導入促進に向けた以下の取組を行う。

(1) 生分解性マルチの製造及び流通における課題解決対策の検証

生分解性マルチは、分解性を持つ資材特性から長期保管が難しいため、生産現場での生分解性マルチ使用時期を踏まえた受注生産による供給が行われている。

こうした供給体制に起因する製造リスクや原料及び製品の損失リスクに対応し、生分解性マルチの低コスト化に向けた対策について検証等を行う。

(2) 生分解性マルチの導入促進

生分解性マルチの生産現場導入の全国展開を加速化するため、生分解性マルチ導入による省力化・温室効果ガス削減効果や生分解性マルチ適応栽培体系の情報発信等を行う。

(3) 委員会等の設置・運営

(1)・(2)の実施に当たっては、有識者、農業団体、行政機関、業界団体等の意見を踏まえた検討及び取りまとめを行うものとし、必要となる委員会等を設置して運営を行う。

2 助成対象経費

助成対象経費は、本事業のために必要となる経費のうち、旅費、謝金、人件費、賃金等、備品費、役務費、雑役務費、委託費、会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、資材購入費、資料購入費、消耗品費とする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和6年3月31日までとする。

第5 採択基準

採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体が、本事業の目的を達成するためのマルチ資材（ポリマルチ、生分解性マルチ）利用と作物のマルチ栽培に専門的な知見を有しており、かつ、農業生産現場の生分解性マルチ利用や生分解性マルチ栽培の推進に関する活動を行った経験を有していること。
- 2 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 3 事業実施主体が、本事業に係る会計処理等について、適切な事務能力を有すること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、要綱第5第1項の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成するものとする。

なお、別記様式1に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に

に基づき提出のあった資料等と重複するもの（内容の変更がないものに限る。）は、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第5第2項の農産局長が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第13第1項第1号及び第2号に掲げる変更
- (2) 3により委託する事業の新設又は内容の変更
- (3) 国庫補助費の増

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式1の(8)に記載し、かつ、資料を添付することとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第26の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、農産局長に提出するものとする。なお、報告書は要綱第18第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月5日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

(別記様式 1) (第 6 及び第 7 関係)

令和○年度生分解性マルチ導入促進事業実施計画書

事業項目名	生分解性マルチ導入促進事業
-------	---------------

(1) 事業実施主体の概要

- ※ 1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。
- 2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。
- 3 生分解性マルチの利用技術・普及に関する専門的知見を十分に有していることが分かるように記載すること。
- 4 これまで行ってきた生分解性マルチの利用技術・普及の推進に関する活動について、どのような団体と連携を図ってきたか、どのような団体に対して推進活動を行ってきたか等について実績があれば、具体的に記載すること。

過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無

（該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。）

事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	U R L
（２）事業の実施体制		
※１ 責任体制が把握できるように記載すること。 ２ 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。 ３ 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。		

(3) 事業の概要
※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。
(4) 事業の実施方法
※事業の実施手順等について記載すること。
(5) 事業実施のスケジュール
※事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。
(6) 事業目標
※事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。 具体的な数値目標等の記載例 生分解性マルチ導入の促進 生分解性マルチ導入の促進を図るために、先進導入地区（●地区）の事例や導入効果の情報発信、製造・流通課題解決等の取組を行い、生分解性樹脂使用量を●年度に 2019 年度比で●ポイント増加を目標とする。
(7) その他の効果
※その他見込まれる効果について記載すること。

(8) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分					備 考
	事業費	国庫補助金	自己負担	その他	
生 分 解 性 マ ル チ 導 入 促 進 事 業					
計					

※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

☐ 地方公共団体の一般会計

☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1 事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

- ・事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・その他事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）
- ・事業実施団体が複数の民間団体等が本事業のために組織した任意団体である場合にあっては、上記に加えて、構成する全ての団体の同意を得た契約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書、又は構成する全ての団体間での契約締結書

2 事業費の積算に事務局員手当、謝金又は賃金を計上する場合は、その根拠資料

3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案

4 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適當であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適當である理由及び委託先の概要が分かる資料

(注) 1 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

2 要綱第5第2項に基づき作成した事業実施計画の場合は、要綱別記様式第1号に添付した事業実施計画に補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載するものとする。

別記様式 2 （第 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

生分解性マルチ導入促進事業
特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員

名 称	所在地	代表者 氏 名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （１）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （２）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （３）その他参考資料
 - （４）要綱第 5 に基づく別記様式 1 の事業実施計画書の添付書類と重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。